（令和6年4月1日時点）

障がい学生支援における合理的配慮の流れ

1．相談		・学生は、障がい学生支援センターを窓口として、学生生活上または修学上の困難に関する相談をすることができる。
2．支援申請 （合理的配慮要望の意思の表明）		・学生は、根拠資料（診断書または障害者手帳の写し等）を障がい学生支援センターに提出し、申請手続きを行う。
3．障がいと配慮要望の関連性に関するアセスメント	3-1　学生の困難状況把握、配慮要望の整理と配慮要望書作成支援	・学生は、障がい学生支援センターと面談を行い、配慮要望書を記入する。 ・障がい学生支援センターは、面談の中で学生の困難状況や要望等を把握・整理し、必要な配慮を明確にする。
	3-2　障がい内容と配慮要望の妥当性の再検討	・学生の要望や根拠資料の内容等によっては、保健センター等と連携し、本人の状態把握に努める。また、要望内容に応じて、学生に根拠資料の再提出を求める。
4．配慮要望書の提出と事前情報共有および検討		・学生は、障がい学生支援センターを通じ、学部へ配慮要望書を提出する（学部への配慮申請）。 ・学部は、受理した配慮要望書をもとに配慮内容の事前検討を行う。 ※ 配慮要望に応じ、関係部署とも情報共有を行う。
5．合理的配慮面談		・学生、学部、障がい学生支援センター、その他必要な関係者等による合同面談を行い、配慮依頼内容の検討を行う。
6．配慮依頼書（案）の作成と決定		・協議（面談）内容を踏まえ、障がい学生支援センターと本人で配慮依頼書(案)を作成する。 ・配慮依頼書(案)をもとに学部が配慮依頼内容を決定し、学生と障がい学生支援センターに伝達する。
7．配慮依頼書の送付と回答受付		・障がい学生支援センターは、授業担当者に配慮依頼書を送付する。 ・授業担当者は、配慮の実施可否等を検討し、結果を障がい学生支援センターに回答する。 ・障がい学生支援センターは、回答の取りまとめを行い、学生に回答結果を伝える。
8．配慮実施と調整		・授業担当者による授業等における配慮の実施。 ・配慮不可となった場合で、なおかつ建設的対話を学生が望む場合は、学生、授業担当者、障がい学生支援センターで配慮の再調整を行う。場合によっては学部を交え協議を行う。
9．支援の振り返り		・学生は、障がい学生支援センターとともに支援の振り返り、見直しを行う。原則として学期ごとに行うが、必要に応じて適宜実施する。